

介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」 に関する研究会開催要綱

1 趣旨

介護休業等の対象となる状態であるかを判断する基準となる「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について（平成21年12月28日厚生労働省雇用均等児童家庭局長等）」において示されている。これについて、労働政策審議会雇用均等分科会「仕事と家庭の両立支援対策の充実について（建議）」（平成27年12月21日）において、『介護休業等の対象となる「常時介護を必要とする状態」の判断基準について、介護開始時点で8割以上が在宅介護を行っていることなど、現在の状況に合わせたものに緩和する方向で見直しを行うことが適当である。』とされた。

これを踏まえ、当該基準について見直しのための検討を行うこととする。

2 検討事項

介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しについて

3 運営

- (1) 本研究会は、雇用均等・児童家庭局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (4) 本研究会の庶務は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課で処理する。